

京都市告示第262号

平成29年3月31日京都市告示第667号(京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務の委託)の一部を次のように改めます(手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務委託の中止)。

平成29年7月20日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	タイキ酒店	京都市右京区西院清水町166-1	取扱中止により削除
2	川崎商店	京都市中京区西ノ京内畑町26	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)